

新宿区立落合第一小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの子にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・地域や関係諸機関との連携により、これを解決する。

■いじめ理解のポイント■

- ・いじめは重大な人権侵害であると認識する。
- ・いじめはどの学校、どの子にも起こりうることを認識する。
- ・いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- ・いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ・児童・生徒が「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない。
- ・研修を実施し、児童・生徒の発達等への理解を深め、教職員のいじめへの対応力を高める。

2 組織「いじめ防止総合委員会」の設置

- いじめや不登校、その他問題行動の未然防止、早期発見を図るため、家庭・地域や関係諸機関等が一体となり対応を行う、校務分掌に位置付けた組織。校長がトップとなり、生活指導部の構成員（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・該当学級担任）が学校の実態に応じて地域や関係職員を加えて組織する。
- 定例会議…いじめの防止、早期発見を目的とし、ふれあい月間に合わせて学期に1回実施する。
- 臨時会議…いじめに関する情報共有及び対応方針の協議、成果検証を目的とし、緊急事案に際して実施する。①いじめを認知した教員⇒②学年主任・生活指導主任（報告・相談）⇒③管理職（臨時会議の判断）

3 未然防止のための取組

(1) 人権教育の充実

- 「人権教育全体計画」をもとに、計画的継続的な指導・支援を行う。
- 一人一人の児童が、発達段階に応じ、自他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重する態度を養う。

(2) 道徳教育「道徳授業地区公開講座」セーフティ教室の充実

- 児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることと健全育成の活性化及び充実を図る。
- ・道徳教育の充実「道徳教育全体計画」をもとに、計画的継続的な指導・支援を行う。
- 「道徳地区公開講座」人との関わり「いのちの尊さ～人が人の命にできることは～」(令和7年度)

(3) 体験活動の充実・児童の自主的な取組の支援

- 児童に自己有用感を獲得させるうえで有効であり、体験や交流を通して、児童自らが人とかかわることの喜びや大切さに気づき、他の人に役立っている、他の人から認められているという気持ちを得ることにつながる。
- ・代表委員会児童による取組（開校記念日集会、ユニセフ集会）
 - 縦割り班活動
- ・高学年はリーダーとしての自覚をもち思いやりの心を養う。下学年は協力して活動する態度を養う。
- ・異学年交流（発足時の顔合わせ1回、たてわり弁当給食1回、その他交流やお別れ会 年6回）
 - あいさつの習慣化
- ・児童自身が互いに挨拶をかわすことにより、挨拶の大切さを感じさせ、自ら挨拶をしようという自覚を高める。

(4) 保護者・地域との連携

- いじめ防止は学校だけでなく、家庭・地域や関係機関が連携していくことで効果的に進めることができる。学校の取組姿勢を理解してもらい、学校便りや保護者会においても「いじめ防止基本方針」について説明する。
- いじめの背景には、友人関係だけではなく、家庭環境や生活の中で抱える不安やストレスが影響している場合もある。学校と家庭が連携し、子どもの気持ちに寄り添いながら、安心して過ごせる環境を整えていくことが大切である。

(5) アンガーマネジメント授業及び研修

- 感情をコントロールする力の育成するための指導をするとともに、子どもにかかわる全ての大人（学校・家庭・地域）が子どもに対し、適切な支援ができるよう、発信する。

(6) セーフティ教室（情報モラル教育）

- 情報社会の特性やネットワークの特性の理解をすすめる、自分自身で的確な判断力を育成する。リーフレットや啓発 DVD 等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。（情報関係専門企業による教員研修及び第 5 学年対象の出前授業の実施）また、インターネットや携帯電話等の利用に対して、家庭でのルールをつくるよう啓発する。授業を保護者・地域に公開する。

(7) 授業改善

- 全教職員が共通理解の下、生活指導の徹底、授業中の正しい姿勢や態度の育成を行うこと、また、児童にとって「わかる授業」づくりを進めることや、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫することも大切である。授業改善は、一人一人の教職員が行うことのできる、いじめ未然防止のための第一歩である。

4 早期発見のための取組

(1) ふれあい月間の実施（6月、11月、2月の年間3回）

- 子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、いじめや不登校の問題行動等の早期発見・早期対応・未然防止・課題の改善等につながる取組。

〈保護者・全校児童への周知〉 保護者⇒保護者向けの手紙「ふれあい月間実施について」を配布する。

児童⇒校長が月間初めの全校朝会で「ふれあい月間」の趣旨について話す。

〈学級での取組〉 ①ふれあい月間アンケートをとる。4月、9月も本校独自実施する。

②アンケート及び日常の様子を踏まえ、全員個別面談を実施する。

③ふれあい月間シートを参考に実態に合った実践をする。

④生活指導部担当に報告する。

⑤全学級の実態を生活指導部担当者が管理職に報告する。

- hyper-QU の実施（ふれあい月間の一環として年間2回）

学校生活における児童個々の満足度や意欲、ソーシャルスキル、および学級集団の状態を質問紙によって測定する。その結果を標準化された客観的な資料として、学級経営の改善や児童理解、いじめ防止などの利用目的に応じて活用する。

(2) メッセージカード交流

- 行事の際に、心のふれあいを目的としたメッセージカードの異学年交流をする。各学年のコメントを読むことで互いの思いにふれることができ、達成感や喜び、進学への期待を高める。

○

(3) 教育相談体制の充実

- SC、相談窓口等の整備・周知を図り、児童・保護者に対する支援が適切に行われるように関係機関、学校、家庭、民間団体への支援や連携体制の整備を行う。

	相談先	対象	予約の取り方など
学校	スクールカウンセラー (SC)	落一小在校の ・児童 ・保護者 ・教員	・保護者が学校に電話をして SC に直接予約をする。 ・担任や養護教諭を通して予約をとる。 (東京都派遣の SC と新宿区派遣の SC がいる。都の SC は職務内容上発達検査が行えないので、発達検査希望の場合は区の方がスムーズ。)

教育センター	面接相談	原則新宿区在住の ・幼児・小学生 ・中学・高校生 ・保護者	・保護者が教育センターに直接電話をして、日時の予約をとる。 【(3232) 3071】 受付日時：(月)～(金) 9:00～17:30 相談日時：(月)～(金) 9:00～18:00
	電話相談	同上	・保護者が直接電話をして相談する。 【(3232) 2711】相談日時：(月)～(金) 9:00～17:00
	電話相談 (いじめ相談専用)	新宿区内の小学校 の児童・保護者	・保護者が直接電話をして相談する。【(3232) 2070】 受付日時：(月)～(金) 5:00～22:00 (土・日・祝日) 12:00～22:00

(4) 児童館や学童クラブ、放課後子ども広場との連携

- 放課後における子どもの様子について把握するため、活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

(5) 生活指導夕会(毎週金曜日)・校内委員会・特別支援教育校内委員会・生活指導全体会の実施

- いじめ発見のため、早期対応のため、また、児童の実態及び対応に向けて共通理解を図る。
・交友関係の変化、体調の変化や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化、欠席状況、遅刻・早退の状況、持ち物の紛失や持ち物の変化、金銭の使い方の変化、保健室への訪問回数等から実態把握する。

(6) 校内教員研修(学期1回)

- 教職員が、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行えるよう、実践的な研修を含めた研修を実施する。「人権教育プログラム」(学校教育編)いじめ発見チェックシートを活用。
・その他対象となる研修会：校長研修会、副校長研修会、生活指導主任研修会、若手教員育成研修会、教育相談研修会、夏季集中研修会、情報モラル研修会等がある。

5 早期対応のための取組

(1) 家庭・地域・関係機関との連携

- 家庭・地域・関係機関などと連携して全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ問題に真剣に取り組むことが重要である。いじめ問題の解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場から、その責務を果たす必要がある。
- ・関係者全員による取組、正確な情報提供、いじめへの対処方針の公表、学校・家庭・地域社会との連携、警察等の関係機関への相談

【具体的内容】

- ① いじめのサインに気付いた場合
 - ・情報の共有化を図り、他の教職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束して聞き取りを行う。
 - ・学年集会及び学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ② 本人・保護者等からいじめに関する相談や訴えがあった場合
 - ・話をじっくり聞き、いじめ解決の見通しがもてるまで責任をもって取り組むことを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・保護者の訴えに対しては、複数の教員(担任と学年主任等)で対応する。
 - ・原因探し＝犯人探しではない。子どもたちの成長を考えたかかわりを重視する。
- ③ いじめの現場を教師が直接発見した場合
 - ・いじめを制止し、関係児童全員その場に残るよう指示を出す。
 - ・他の教員を連携して、具体的な行動や言葉で把握する等、事実確認をする。
 - ・関係児童個別に聞き取りを行い、再度、事実確認をする。
- ④ いじめていた児童・保護者への対応
 - ・保護者に連絡し、いじめの概要や対応策について説明する。
 - ・いじめていた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う。
- ⑤ いじめられていた児童・保護者への対応
 - ・保護者に連絡し、いじめの概要や安心して登校できるよう対応策について説明する。
 - ・二度とこのようないじめが起こらないよう指導の徹底を図ることを伝える。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努める。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分事として考えさせ、いじめはしてはいけない行為であり、はやし立てたりする行為はいじめを助長させるものであり、いじめと同様であることを指導する。

(2) サポート会議の実施

- いじめや不登校、その他問題行動の未然防止に向けた総合的な取組や、個別の事案に対して、情報の共有や対応方針を協議する。

(3) 関係機関との連携

- 学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図られなかったりするときには、教育委員会に設置された「学校問題支援室」との連絡を密にして相談し、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と積極的に連携をとることも大切である。また、児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態発生時には、躊躇することなく、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【新宿区教育委員会「学校問題支援室」】

- 学校における基本方針に基づくいじめ防止のための対策が効果的に行われるよう、教育委員会に設定された組織

〈学校問題支援室の主な支援内容〉

- ・各学校のいじめ防止等の取組及びサポート会議への具体的な指導・助言
- ・児童（生徒）、保護者等からの相談への対応及び学校との調整
- ・いじめや不登校、その他の問題行動の調査・分析、個別の案件の追跡等

【主な関係機関】

- ・子ども家庭支援センター

子ども総合センター	(3232)0673	(内線 6922)
北新宿子ども家庭支援センター	(3365)1121	(内線 *517)
中落合子ども家庭支援センター	(3952)7751	(内線 6943)
信濃町子ども家庭支援センター	(3357)6851	(内線 6941)

- ・東京都児童相談センター (5937)2317
- ・新宿警察署 (3346)0110

6 重大事態への対応

- 教職員全員の共通理解の下、いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生を防ぐ。重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、教育委員会と連携して対応に当たる。

(1) 教育委員会との連携

- 重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

(2) 組織的な対応

- 学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。組織を中心としていじめを受けた児童とその家族への対応を行うとともに、重大事態発生に至った経緯等の確認、関係児童への指導、学級や学年等への指導を行う。

(3) いじめを受けた児童等への対応

- いじめを受けた児童やその家族に寄り添い、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携し、心のケアに当たる。

(4) 情報の管理

- いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取り扱いについては、事案ごとに教育委員会の指示に従う。

7 学校評価の活用（年間2回）

- 学校評価を活用し、学校と保護者・地域の方々が児童の課題を把握したり、いじめについての理解を深めたりし、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たす。